## 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会 (第五回) (書面開催)

## 配布資料一覧

令和2年12月7日(月)

### 配付資料:

資料 5

 資料 1 特定技能外国人材の受入れ状況等について (出入国在留管理庁提供資料)
資料 2 製造分野特定技能 1 号評価試験(国内試験)の開催について
資料 3 製造分野特定技能 1 号評価試験(国内試験)の実施状況について
資料 4 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会入会手続きの一部変更に関する意見募集について

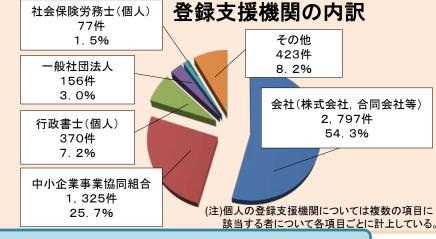
製造業における特定技能外国人材受入れ事例

## 特定技能外国人の許可状況等について(令和2年9月末現在:速報値)

許可

- (1)在留資格認定証明書交付
- 在留資格変更許可
- (3) 登録支援機関登録

- 交付 109件
  - 133件
- 登録 105件 5.



## 許可件数等の内訳

(許可•交付件数)

■在留資格認定証明書交付件数 ☑在留資格変更許可件数



## 特定技能在留外国人数(令和2年9月末現在:速報値)



	Ο,	/	O	<b>9</b> 人
	分野			人数
介護				34

7601

分野	人数
介護	343人
ビルクリーニング	112人
素形材産業	712人
産業機械製造業	774人
電気・電子情報	378人
関連産業	
建設	642人
造船•舶用工業	213人
自動車整備	90人
航空	12人
宿泊	51人
農業	1, 306人
漁業	110人
飲食料品製造業	3, 167人
外食業	859人



## 特定技能在留外国人数(令和2年9月末現在:速報値)

特定技能 1 号在留外国人数 8,769人

## 都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北 海 道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨 城 県	栃木県	群馬県	埼 玉 県	千葉県	東 京 都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛 知 県	三重県
在留数	401	38	43	77	6	14	55	445	153	295	474	784	686	407	83	65	73	44	39	186	195	262	718	180
構成比	4.6%	0.4%	0.5%	0.9%	0.1%		0.6%	5.1%	1.7%	3.4%	5.4%	8.9%	7.8%	4.6%	0.9%	0.7%	0.8%	0.5%	0.4%	2.1%	2.2%	3.0%	8.2%	2.1%
都道府県	滋賀県	京 都 府	大 阪 府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	不未 詳定
在留数	87	162	449	285	26	22	31	40	126	302	39	30	159	91	37	444	36	127	243	75	22	93	102	18
構成比	1.0%	1.8%	5.1%	3.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	1.4%	3.4%	0.4%	0.3%	1.8%	1.0%	0.4%	5.1%	0.4%	1.4%	2.8%	0.9%	0.3%	1.1%	1.2%	0.2%

## 特定産業分野別特定技能在留外国人数

	分野	介護	ニク ビル グリー	素形材産業	製造業械	関連 電子気・ 業報	建 設	船 造 船· 業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製食 造業 品	外食業
ı	在留数	343	112	712	774	378	642	213	90	12	51	1,306	110	3,167	859
ı	構成比	3.9%	1.3%	8.1%	8.8%	4.3%	7.3%	2.4%	1.0%	0.1%	0.6%	14.9%	1.3%	36.1%	9.8%

## 国籍•地域別特定技能在留外国人数

	国籍·地域	ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	ミャンマー	カンボジア	タ イ	ネパール	そ の 他
	在留数	5,341	826	775	567	405	280	265	69	241
ı	構成比	60.9%	9.4%	8.8%	6.5%	4.6%	3.2%	3.0%	0.8%	2.7%

(注)小数点第一位が0の場合には,小数 点第二位までで四捨五入。

(注2) 業務区分によって試験実施状況が異なる。



出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

特定技能試験等の実施状況について(令和2年9月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。)					
	実施場所(実施月)	受験者数	合格者数		
介護	(フィリピン) 2019年4月~2020年3月,6月~9月 (カンボジア) 2019年9月~2020年3月,5月~9月 (インドネシア) 2019年10月~2020年4月,6月~9月 (ネパール) 2019年10月~2020年3月,7月~9月 (モンゴル) 2019年11月,12月,2020年9月 (ミャンマー) 2020年2月,3月 (日本国内) 2019年10月~12月,2020年3月~9月	(技能試験) 9,831人(注 1) (日本語試験) 9,237人(注 1)	(技能試験) 5,911人(注 1) (日本語試験) 6,210人(注 1)		
ビルクリーニング	(フィリピン) 2020年2月,3月 (ミャンマー) 2019年12月 (日本国内) 2019年11月,12月,2020年8月,9月	850人	599人		
素形材産業(注2) 産業機械製造業(注2) 電気・電子情報関連産業(注2)	(インドネシア) 2020年1月	23人	4人		
建設(注2)	(日本国内) 2020年8月,9月	33人(注1)	32人(注1)		
造船・舶用工業(注2)	(フィリピン) 2019年11月 (日本国内) 2020年5月, 8月	17人	10人		
自動車整備	(フィリピン) 2019年12月~2020年3月	32人	25人		
航空(注2)	<ul><li>(フィリピン) 2019年11月</li><li>(モンゴル) 2019年10月</li><li>(日本国内) 2019年11月, 2020年2月, 8月</li></ul>	434人	245人		
宿泊	(ミャンマー) 2019年10月 (日本国内) 2019年4月,10月,2020年1月,7月	3,021人	1,692人		
農業(注2)	(フィリピン) 2019年10月~2020年3月,7月~9月 (カンボジア) 2020年1月~3月,6月~9月 (インドネシア) 2020年1月~3月,7月~9月 (ミャンマー) 2020年2月,3月 (日本国内) 2020年3月,6月~9月	1, 215人(注 1)	989人(注 1)		
漁業(注2)	(インドネシア) 2020年1月	19人	人8		
飲食料品製造業	(フィリピン) 2019年11月~2020年3月,9月 (インドネシア) 2020年1月~3月,9月 (日本国内) 2019年10月,2020年2月,9月	3,488人(注1)	2,767人(注1)		
外食業	<ul><li>(フィリピン) 2019年11月~2020年3月,7月~9月</li><li>(カンボジア) 2020年1月~3月,6月~9月</li><li>(インドネシア) 2020年7月~9月</li><li>(ミャンマー) 2020年2月,3月</li><li>(日本国内) 2019年4月,6月,9月,11月,2020年2月,9月</li></ul>	9,055人(注1)	5,499人(注1)		
全分野合計		(技能試験) 28,018人	(技能試験) 17,781人		
国際交流基金日本語基礎テスト	(フィリピン) 2019年4月~6月,8月~11月,2020年1月,3月,7月~9月 (カンボジア) 2019年10月,2020年1月,3月,5月,7月~9月 (インドネシア) 2019年10月,11月,2020年1月,3月,7月~9月 (ネパール) 2019年10月,11月,2020年1月,3月,7月~9月 (モンゴル) 2019年11月,2020年9月 (ミャンマー) 2020年3月	10,346人(注1)	3,659人(注1)		
(注1) 2020年9月以降に実施された国際交流基 者数の累計値に含んでいない。	金日本語基礎テスト,介護(技能試験及び日本語試験),建設、農業	, 飲食料品製造業, 外食業の受験者数及び	合格者数のうち未発表分については,各		



## 製造分野特定技能1号評価試験(国内試験)の開催について

1号特定技能外国人の製造3分野における技能水準を確認する「製造分野特定技能1号評価試験」を国内にて実施いたします。

### 1. 概要

経済産業省の所管分野では、①素形材産業分野、②産業機械製造業分野、③電気・電子情報 関連産業分野の製造3分野において、「1号特定技能外国人」の受入れが進んでおります。1号 特定技能外国人は製造3分野に「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」を有していること が求められており、当該技能水準を確認する「製造分野特定技能1号評価試験」を以下の日程で 実施いたします。

なお、海外試験に関しては、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、 実施時期を判断します。実施時期が確定しましたら、ポータルサイトにて公表いたします。

### 2. 開催日程

#### (1)溶接を除く18業務区分

	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、
   試験区分	めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電
武學区力	子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成
	形、塗装、工業包装
試験場所	東京都、愛知県、大阪府
試験日	2021 年 2 月下旬~3 月中旬
試験時間	学科 60 分、実技 60 分
定員	各試験区分について、各受験会場 20名
試験の実施方式	CBT 試験(学科、実技)
言語	日本語
申込	ポータルサイト(https://www.sswm.go.jp/exam_f/)において 1 月中旬に
甲込	公開予定

#### (2)溶接区分

試験区分	溶接
試験場所	福岡県、広島県
試験日	2021年1月15日(福岡県) 1月21日(広島県)
試験時間	学科 60 分、実技 60~90 分
定員	各受験会場 20 名
試験の実施方式	ペーパー試験(学科)、製作等作業(実技)
言語	日本語
	ポータルサイト(https://www.sswm.go.jp/exam_f/)において、12月 18日
申込	まで申し込みが可能
	* 定員を超えた場合は、期限前に申し込みを締め切る可能性有

## 製造分野特定技能1号評価試験(国内試験)の実施状況について 資料3

- 溶接を除く18業務区分の試験を、令和2年10月25日に東京・愛知・大阪の国内3会場にて実施。 18業務区分合計で、73名が受験し、8名が合格。
- 溶接区分の試験を、令和2年11月17日に愛知、12月7日に神奈川にて実施。 22名が受験。 来年1月までに試験結果を公表予定。
- 試験に係る情報は、ポータルサイト(https://www.sswm.go.jp/exam f/)にて公表中。

## <国内試験の実施概要>

<試験の模様>

試験区分	溶接除〈18業務区分	溶接
試験日	10月25日(日)	11月17日(火)(愛知県) 12月7日(月)(神奈川県)
試験場所	東京:立教大学池袋キャンパス 愛知:名古屋国際会議場 大阪:ホテルグランヴィア大阪	愛知:中部地区溶接技術検 定委員会 神奈川:東部地区溶接技術 検定委員会
実施方式	学科試験及び実技試験 (判断等試験)	学科試験及び実技試験 (製作等作業試験)
受験者数	73名	22名
合格者数	8名	来年1月までに公表予定
試験言語	日本語	
受験料	2,000円	
合格証明書 発行手数料	当面の間(2020年度内)の発	発行申請分は徴収せず

右上:

筆記試験会場の模様

右下:

実技試験(溶接)の模様

左下:

会場の感染症対策の模様









## 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会入会手続きの 一部変更に関する意見募集について

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会手続きを円滑に進めるために行う手続きの一部変更に関する意見募集を実施しております。

#### 1. 概要

特定技能外国人材の受け入れを希望する事業者は、出入国在留管理庁(以下「入管庁」)による在留資格の審査を受ける必要があり、その審査要件の中には、特定技能外国人を受け入れた日から4ヶ月以内に経済産業省が組織する「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(以下「協議・連絡会」)」の構成員になる要件が課されています。当該要件は経済産業省が定める告示において規定しています。

現在、製造分野の特定技能外国人材の受け入れを希望する事業者の受入れ業種の適合性確認を円滑に行うため、入管庁による在留資格の審査前に、経済産業省が組織する協議・連絡会の構成員となることを要件とするために行う告示改正に関する意見募集を実施しております。

### 2. 意見募集について

意見募集期間	令和 2 年 12 月 2 日(水)~令和 2 年 12 月 31 日(木)必着
	電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載
資料入手方法	https://public-comment.e-
	gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120154&Mode=0
意見提出先・提	意見提出用紙で指定のメールアドレスに提出
出方法	(詳細は意見公募要領をご確認下さい)

特定技能外国人材制度における製造3分野の特有の事情に鑑みて定める基準の改 正に対する意見募集について

#### 野集中 f facebook 💟 twitter

カテゴリー	工業
案件番号	595120154
定めようとする命令などの題名	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下機第一号に掲げる活動の項の下機第六号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省へ(平成三十一年法務省令第五号)の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部改正等
根拠法令条項	出入国管理及び難民認定法第2条の5第3項特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続
案の公示日	2020年12月2日 NEW
受付開始日時	2020年12月2日8時
受付締切日時	2020年12月31日17時
意見提出が30日未満の場合そ の理由	

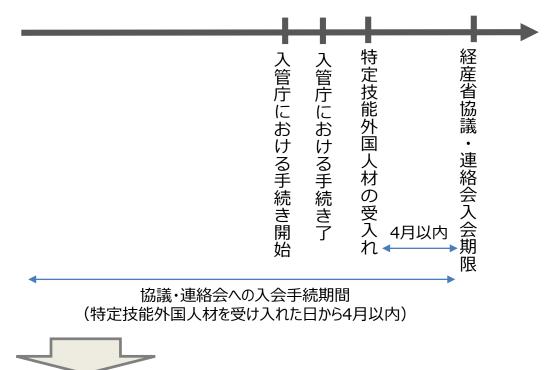
## (参考) 今回の告示改正に伴う、協議・連絡会の入会手続きの変更について

## <現行>

● 初めて特定技能外国人材を受け入れる場合には、特定技能外国人材の受入れた日から4月以内に協議・連絡会への入会が必要。

## (課題)

●協議・連絡会の入会手続き時に、入管庁に申請した特定産業分野と事業内容の適合性が確認できず、協議・連絡会の入会要件を満たさない事例が発生。特定技能外国人材制度の安定的な運用に支障がでている。



## く変更後>

- → 入管庁における手続きの前に、協議・連絡会への入会が必要。
- 入管庁における手続き前に、特定産業分野と事業内容の適合性を事前に確認できるため、より確実な特定技能外国人材の受入れが可能。

## 入会申請手続期間

入管庁の手続き前に、協 議・連絡会へ入会が必要 経産省協議・連絡会入会 入管庁における手続き開始 入管庁における手続き了

# 製造業における 特定技能外国人材受入れ事例

## 愛知製鋼株式会社

【所在地】中部地方 【従業員数】約2,680人 【分野】素形材産業

### 外国人の受入状況:2020年3月現在

- 特定技能1号のインドネシア人、2名を受入れ中。
- その他の外国籍社員が8名、技能実習生が約50名(国籍はベトナム、タイ、インドネシア、中国、フィリピン等)。

### ▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 海外での生産拠点ができており、海外での事業展開をより円滑にするために、技能実習や特定技能を受け入れている。
- 会社の状況や日本の文化等を学んでもらい、将来は海外拠点の幹部になってもらうことを期待している。

### ▶ 特定技能外国人の採用方法

- 自社の技能実習2号修了者の移行による採用である。
- そもそも技能実習は、基本的には自社の海外拠点で働いていた人材のうち優秀な者から希望を聞いて受け入れている。そのうえで、修了時点でさらに希望を聞いて、特定技能に移行させた。今後もこのような移行は続いていくと思われる。





作業風景

日本語教室



地元のお祭り参加



会社主催イベント

### ▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 社内での日本語指導・学習支援は、主に人事部で担当しているが、 時々現場の鍛造管理者・指導者も交えるようにしている。当初はテ キストベースだったが、現在は会話ベースの実践的な内容へシフト し、プライベートと現場の双方のシチュエーションで使える表現を 中心に教えている。
- 社外では、当社のOBが日本語ボランティアとして活動している東海市国際交流協会主催の日本語教室を利用したり、お祭りにも参加したりしている。お祭りでは、母国の名産品についてのプレゼンテーション等も行っている。
- 社内(鍛造工場)でも、毎年1回お祭りがある。技能実習生・特定 技能に加え、工場の日本人従業員とその家族等も参加する。自国の スポーツを子どもたちに教えたり、自国の歌を披露したりする等、 交流が生まれている。

#### ▶ 特定技能外国人 本人の声

#### 特定技能 Nさんの話

技能実習で3年間勉強し、特定技能になりました。上司や現場の 同僚が困りごとや意見をきちんと聞いて、助けてくれます。 必要とされる人になるよう仕事を頑張りたいです。

#### 特定技能 Hさんの話

3年間の実習期間で日本語、日本文化を学びました。 特定技能として愛知製鋼に来れて嬉しく思っています。 今後も情熱をもって仕事に、日本語の勉強に頑張っていきます。

## 株式会社真岡製作所

【所在地】関東地方 【従業員数】約270人 【分野】素形材産業

### 外国人の受入状況:2020年9月現在

- 特定技能1号のベトナム人、12名を受入れ中
- その他、技術・人文知識・国際業務が6名、技能実習生が40名(国籍はすべてベトナム)

#### ▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 日本人社員の採用が難しく、派遣も長続きしない状況で技能実習生が無くてはならない存在となっている。しかし技能実習の期間ではやっと生活・仕事にも慣れてきた中で帰国を迎え、また新しい実習生に一から教育することになるので、現場に負担がかかった。
- 特定技能外国人は、社内で教育した技能実習生の技能を生かし、さらに戦力として活躍してほしいという目的で受け入れている。
- 多くの技能実習生も、特定技能へ移行して長く働きたいと望んでいる。

### ▶ 特定技能外国人の採用方法

- 基本的には自社で技能実習を修了した実習生を特定技能として採用 している。
- 技能実習生が特定技能に移行を希望する場合、本人の就業態度や生活状況・日本人とのコミュニケーション等を評価し、会社幹部による評価会で合格した者を特定技能として移行している。
- 特定技能への資格変更手続きは、すべて社内にて行い、登録支援機 関は利用していない。





新築した外国人寮





寮生主催の実習生歓迎会

### ▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語レベル向上のため、経験豊富なOB社員が講師となり月2回 社内で勉強会を行っている。また、学習のモチベーション向上のためJLPT日本語能力試験にチャレンジさせ、合格レベルに応じ賞与 にプラスして支給している。
- 安全面では自社で運営している『安全体感技塾』での体感教育をは じめ、KY(危険予知)教育や会社独自で行っている安全知識の習 熟度テストもベトナム語に翻訳して実施、全社で安全活動に取り組 んでいる。また、安全作業手順書の翻訳も自分たちで行い、後輩実 習生の指導に役立てている。
- 2019年に最先端の鋳造工場を新設し工場環境も一新され、そこで働く外国人にきれいで居心地の良い寮も新築した。その結果、特定技能に移行してもほとんどが寮での生活を希望、また、率先して寮長となり寮生の生活指導や会社とのパイプ役となってくれている。





変数度テストで安全知識を 個人評価

計内のKY(危険予知)教育 安全体感技塾での体感教育

### ▶ 特定技能外国人 本人の声

• 実習生から特定技能になって給料が上がりました。仕事も今までより難しい仕事をさせてもらえるようになり、とてもやりがいがあります。今の目標は、もっとお金を貯めることと、日本語能力試験の2級合格です。